

～補聴器購入を検討されている 65 歳以上のみなさまへ～

日野市



高齢者補聴器購入費助成 のお知らせ

令和5年7月から高齢者補聴器購入費助成事業を開始しました。

聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用
(上限 35,000 円) を助成します。

要件 次のすべてに該当する方



- ① 日野市内在住の65歳以上の方
- ② 身体障害者手帳（聴覚障害）の対象とならない方
- ③ 住民税非課税もしくは、前年の合計所得額が135万円以下の方
- ④ 耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認められ、医師の意見書を提出できる方 ※ 意見書の用紙は、申請後に配付します。
- ⑤ 5年以内にこの制度を利用していない方

【問い合わせ先】

日野市 健康福祉部 高齢福祉課 福祉係

〒191-8686 日野市神明 1-12-1

TEL 042-514-8495 FAX 042-583-4198

注意 助成の決定前に購入した補聴器は、助成の対象外になりますので、ご注意ください。

* 申請から助成までの流れ *

1 市役所に「補聴器購入費助成金申請書」を提出する

《申請書提出場所》

日野市 高齢福祉課 福祉係 にご提出ください。（郵送可）
申請書は、高齢福祉課窓口で配付または市ホームページからダウンロードが可能です。申請書には押印が必要です。

※本年（申請月が1月～6月の場合は前年）の1月1日時点で日野市に住所がない方は、「住民税（非）課税証明書」の提出が必要になります。居住していた区市町村で「住民税（非）課税証明書」を取得してください。

申請書の
ダウンロードは
こちら↓



2 市から「医師意見書」の用紙が配付される



満65歳以上の日野市民で住民税非課税もしくは、前年の合計所得額が135万円以下の方に市から「医師意見書」の用紙を配付します。郵送で申請された場合は、申請者または申請書記入者宛に「医師意見書」を郵送いたします。

3 耳鼻咽喉科を受診し「医師意見書」を作成してもらう

市から送付された「医師意見書」を持って耳鼻咽喉科を受診してください。
医師が補聴器の必要性を認めた場合は、意見書が作成されます。
※受診に係る費用及び意見書作成の費用は、自己負担となります。

4 「医師意見書」を市役所に提出する

5 市から「助成金交付決定通知書」が届く

提出された書類を市が確認し、「助成決定通知書」「購入関係書類一式」をお送りします。



6 補聴器を認定補聴器専門店※で購入する

助成額の差額をお支払いください。

※認定補聴器専門店とは、認定補聴器技能者が在籍する（公財）テクノエイド協会が認定している販売店です。

東京都内の認定補聴器専門店はこちら

<https://www5.techno-aids.or.jp/shop/prefecture.php?p=13>

